○ 農林漁業体験とは

- ▶ お客様に提供可能な農林漁業に関連した体験のことを指します。
- ▶ 農家民宿を営業する上で必要な条件となり、その地域ならではの個性を 活かす武器とも言えます。

区分	体験例			
農林漁業 の 作業体験	田植え	山菜採り	果物狩り	地引き網 など
農林水産物 の加工・ 調理体験	豆腐作り	そば打ち	漬け物作り	餅つき など
農山漁村 生活や 文化体験	揚げ浜式塩田	トレッキング	サイクリング	祭り参加 など

▶ 体験は必ずしも自分で提供する必要はなく、近隣の農林漁業者等にあっせんしても差し支えありませんので、地域との連携協力体制を確保し、無理の無い経営スタイルをご検討ください。

○ 問合せ先

スローツーリズム・サポートデスク(石川県農林水産部里山振興室交流推進G) 石川県金沢市鞍月1-1 石川県庁13階 TEL:076-225-1629 FAX:076-225-1618 相談時間:月~金 9:00~17:00 (祝日を除く) E-mail: satoyama@pref.ishikawa.lg.jp http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/slowtourism.html

県農林総合事務所	保健所	
奥能登農林·企画調整室 TEL:0768-26-2320	能登北部保健福祉センター TEL:0768-22-2011	
中能登農林·企画調整室 TEL:0767-52-2583	能登中部保健福祉センター TEL:0767-53-2482	
県央農林·企画調整室	金沢市保健所 TEL:076-234-5114	
1 EL:0/6-204-2100	石川中央保健福祉センター TEL:076-275-2642	
石川農林•企画調整室 TEL:076-276-0528		
南加賀農林·企画調整室 TEL:0761-23-1707	南加賀保健福祉センター TEL:0761-22-0795	
	奥能登農林・企画調整室 TEL:0768-26-2320 中能登農林・企画調整室 TEL:0767-52-2583 県央農林・企画調整室 TEL:076-204-2100 石川農林・企画調整室 TEL:076-276-0528 南加賀農林・企画調整室	

スローツーリズム・サポートデスクのご案内

石川県で農家民宿を開業しませんか!

- 石川県では、地域が一体となって「食」をはじめとする里山里海の魅力を提供するスローツーリズムを推進しています。
- その核となる**農家民宿**では、**農林漁業体験**だけでなく、**地域の食文化や伝統 技術・美しい景観**などを実感できる場として、近年注目されています。
- 地域によっては後継者不足や空き家問題などの課題もあり、新たに農家民宿に取り組む方を求めています。
- しかしながら、「農家民宿を開業してみたいけれど、何から始めれば良いか分からない」という方もいらっしゃいます。
- まずは、過去の事例を参考に、<mark>どのようなサービスを提供したい</mark>のか、イメージを具体的に膨らますことが重要です。







どのような景観を?

どのような体験を?

どのような食材を?

仕字房的重要法における民的

○ 同時に検討しなければならないのが法律です。

佐紵業法における典家民定

- 宿泊施設を営業するためには「<mark>旅館業法</mark>」に基づく許可等が必要ですが、一 定の条件を満たした農家民宿であれば<mark>緩和措置</mark>を受けることができます。
- また、近年のインバウンド需要に対応した「住宅宿泊事業法」に基づく届出による開業(いわゆる「民泊」)も可能となりました。

【農家民宿と民泊の特徴】(※石川県では、いずれも申請・届出先は各保健所)

派品未伝における辰冬氏伯	住七伯心事未法においる氏心
 農林漁業体験の提供が必要 手数料が必要(22,000円) 客室延床面積が33㎡未満の場合は全ての規制緩和対象、33~50㎡の場合は建築基準法以外の規制緩和対象、50㎡を超える場合は規制緩和対象外 部屋の面積要件は免除(特例措置) 「住居」用途で営業可能(特例措置) 	 ・ 営業日数は年間180日以下 ・ 手数料が不要(電子申請) ・ 1客あたり3.3㎡の部屋面積 ・ 建築基準法やホテル等設置協議等に係る手続きが不要 ・ 外国語による施設利用の説明が必要 ・ 保健所発行の標識を屋外に掲示 ・ 飲食業との併用は不可

- 農家民宿の開業希望者がこれらの課題を解決するのを支援するために、石川県は「スローツーリズム・サポートデスク」(里山振興室)を設置しました。
- まずはお気軽にご相談ください。(次ページ:相談から開業・経営までの流れ)

農家民宿に ついて知りたい

○ 県内外での相談受付

石川県内外の相談イベント等に出展し相談を受け付けています。

○ 現地での見学や体験(インターンシップ)

農家民宿等の実務を体験できるインターンシップを受け入れています。県外在住の方には体験期間中の宿泊先をご用意します。 また、現地のご案内や経営者から直接話を聞くことができる場のセッティングなど、ご要望を踏まえて対応します。



インターンシップ

保健所・・・金沢市の場合は<u>金沢市保健所</u>、それ以外は<u>県保健福祉センター(※)</u>にご相談ください。

- ※ 県保健福祉センターの管轄市町
 - 能登北部:輪島、珠洲、能登、穴水
 - 能登中部:七尾、中能登、羽咋、志賀、宝達志水
 - 石川中央:かほく、津幡、内灘、白山、野々市
 - 南加賀:小松、能美、加賀、川北

○ 構想づくり

▶ 経営・施設スタイルの検討

参考となるよう、これまでの事例をご紹介します。

> 物件探し

市町や空き家バンクと連携して、利用できる物件をご紹介します。

>補助・融資制度の紹介

移住・開業にかかる補助・融資制度をご紹介します。

(例) 穴水町: 宿泊客が直接使用する施設の増改築工事及び設備の改修工事(補助率1/2、上限300万円)

農家民宿を開業したい

○ 開業手続きのサポート

> 開業手続きを学ぶ講座

年に2回程度、開業手続きを学ぶ講座を開催しています。 また、個別にもご説明いたします。

> 特例措置の事前確認

旅館業法の規制緩和(特例措置)を受けて開業したい場合は、 こちらへ<u>事前確認願</u>を提出し、確認を受け、<u>事前確認結果通知</u> (①)を受け取ります。

- 開業前の課題解決
 - ▶ 専門家派遣

開業前に生じる課題に対し、各分野の専門家を派遣して解決 を図ります。(例:事業計画の策定、古民家の改修)

> 生産者の紹介

「地域特有の食材を扱いたい」「こんな食材を探している」など、ご要望に応じて生産者(農家)を紹介します。

農家民宿 開業

保健所への事前相談 (担当:旅館業、食品衛生等)

開業に必要な手続きや設備等について、事前相談を行います。訪問の際は、あらかじめ電話で担当者の都合を確認し、開業にかかる図面等の資料を持参しましょう。

消防法に基づく適合確認

窓口:各消防本部、消防署、消防分署

事業内容や施設によっては消防用設備の設置が必要です。

消防法令適合通知書交付申請書を提出し、確認を受け、<u>消防法令適合通知書</u> (②)を受け取ります。

建築基準法に基づく確認

※ 民泊の場合は原則不要

窓口:市町(建築担当課)または県土木事務所(建築課)

建築基準法上の用途(「旅館」「住宅」等)について確認します。

必要な場合は<u>確認申請書</u>を提出し、確認を受け、<u>建築確認済証(③)</u>を受け取ります。

ホテル等設置協議※

※ 民泊の場合は原則不要

窓口:市町(建設担当課等)または県少子化対策監室 ホテル等の宿泊施設を設置する場合、市町または県と協議する必要があります。 必要な場合は<u>申出書</u>を提出し、協議を受け、<u>ホテル等設置協議結果通知書</u> (④)を受け取ります。

保健所へ旅館業経営許可申請または民泊(住宅宿泊事業法)の届出

- •旅館業の場合、<u>申請書と関係書類(①~④含む、手数料22,000円)</u>を提出し、現地審査 の上、旅館業法の基準等を満たしていれば、許可指令書が交付され営業できます。
- 民泊の場合、<u>届出書と関係書類(②含む)</u>を提出し、住宅宿泊事業法の基準等を満たしていれば、<u>保健所発行の標識</u>を屋外に掲示した上で営業できます。

食事を提供する場合は、追加で飲食店許可申請

- ・<u>申請書と関係書類(手数料16,000円)</u>を提出し、現地審査の上、食品衛生法の基準等を満たしていれば、<u>許可指令書</u>が交付され営業できます。
- ・民泊の場合、飲食店の営業はできません。

農家民宿の 経営を安定 させたい

○ 開業後の課題解決

> 専門家派遣

開業後に生じる課題に対し、各分野の専門家を派遣して解決 を図ります。(例:料理レベルの向上、経営状況の診断)

▶ 各種セミナー

経営やプロモーション、料理の魅力アップなど、多彩なテーマでセミナーを開催しています。



農家民宿経営講習会

他の法令

- 水質汚濁防止法・・・水を使用する特定施設(厨房や入浴などの施設)がある場合は保健所へ届出します。
- 浄化槽法・・・浄化槽の規模を変更する場合は保健所へ届出します。
- 温泉法・・・施設内で温泉を使用する場合は保健所へ 許可申請します。